

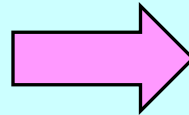
# 品目別経営安定対策における対象生産者要件の運用の改善

- さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の要件について、特例適用農家の本則要件への移行を加速化するため、産地の要望を踏まえて、対象生産者要件の運用改善を実施しました。

## 受託者となれる認定農業者の要件

### 【さとうきび、かんしょ共通】

基幹作業の受託者となれるのは、  
さとうきび・でん粉原料用かんしょの  
生産者のみ



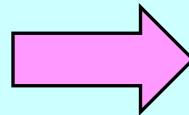
すべての認定農業者に拡大

平成21年度中に本則  
要件を満たしましょう！

## 収穫作業を委託する場合の取り扱い

### 【さとうきび】

刈倒し、脱葉、搬出のすべてを委  
託する必要

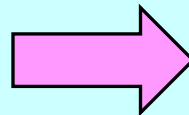


刈倒し又は搬出の委託で可

※ ケーンハーベスタが入れない場合に限る。

### 【かんしょ】

掘り起こし、収集、搬出のすべてを  
委託する必要



掘り起こしのみの委託で可

※ ポテトハーベスタが普及するまでの当面の間。

※ 基幹作業の追加等の要望については、本年夏頃の見直しにおいて検討。